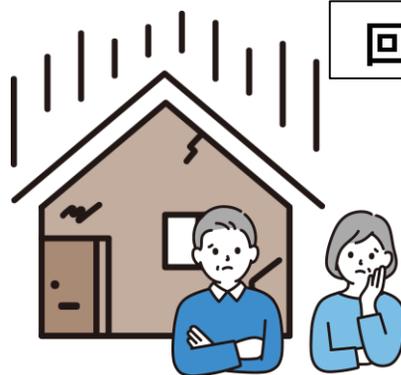


空家の解体で 困っていませんか？



令和7年度 海南省老朽危険空家除却工事補助事業

補助金額

上限

50万円

空家の除却（解体・撤去）工事費の3分の2を補助

対象となる建築物

（以下の①～③の要件をすべて満たすこと）

- ① 老朽危険空家に該当する建築物（注1）
- ② 居住しなくなった日から1年以上経過している市内の建築物
- ③ 浴室・キッチン・トイレ等を備えた居住用の建築物
※いわゆる「はなれ」のみの解体は対象外。店舗併用住宅等の場合は延べ面積の2分の1以上が居住用であれば可。

（注1）老朽危険空家とは、傾いていたり、屋根や壁に穴が空いているなど、市が定める一定の基準に該当する空家です。現地調査のうえで判断します。

対象となる方

（以下の①～④の要件をすべて満たすこと）

- ① 老朽危険空家の所有者、またはその相続人
- ② 令和6年中の世帯員全員の所得金額の合計が月額214,000円を超えないこと（注2）
- ③ 世帯員に市税を滞納している方がいないこと
- ④ 世帯員に暴力団員、または暴力団関係者に該当する方がいないこと

（注2）公営住宅入居資格収入基準の計算方法（公営住宅法施行令）によります。

対象となる工事

（以下の①、②の要件をすべて満たすこと）

- ① 老朽危険空家のすべてを除却する工事（解体および撤去にかかる費用）
※ リフォームや減築、工作物（門や塀など）の除却や、動産の移転・処分は対象外
- ② 建設業法の許可、または建設リサイクル法の登録を受けている業者が施工する工事

※ 工事は、補助金交付申請後、市から「補助金交付決定通知書」が届いた後に着工してください。
補助金の交付決定通知前に着工した場合、補助の対象となりませんのでご注意ください。

募集期間・募集件数

募集期間 4月1日（火）～

募集件数 45件（先着順）

※ 申込が募集件数に達した場合は仮受付となり、キャンセルが発生した場合に連絡します。



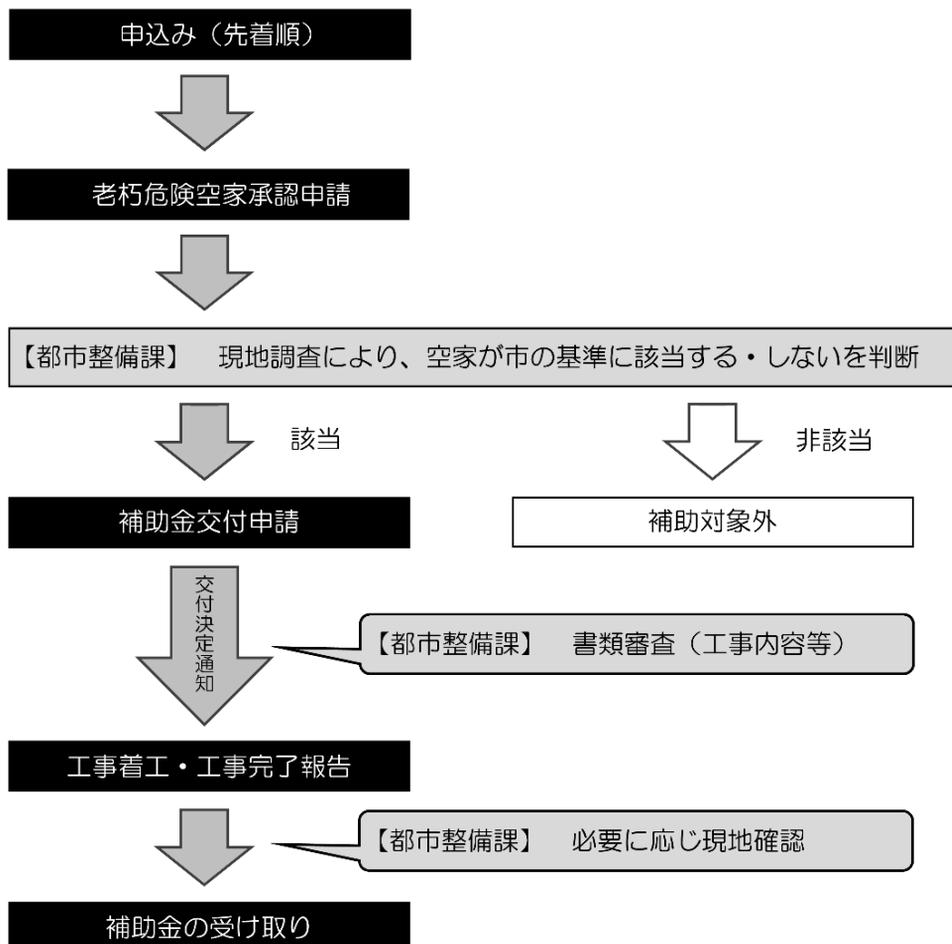
制度の詳細はこちら

申込み・問い合わせ

申込み先 都市整備課、下津行政局、各支所・出張所（8時30分～17時15分、閉庁日除く）
市公式ホームページからのダウンロードも可能です。

問い合わせ先 都市整備課（☎：483-8480 E-mail:toshiseibi@city.kainan.lg.jp）

事業の流れ



期間 限定

空家解体撤去後の土地に係る固定資産税を5年間に限り減免します

老朽危険空家の解体を促進し、市民の住環境の向上を図るため、跡地にかかる固定資産税の減免を、期間限定（令和9年3月31日の申請まで）で実施します。

- 対象空家 90日以上、空家となっていた住宅（空家法に基づく勧告を受けた空家は対象外）
- 減免額 空家解体後の土地にかかる本来の税額と、住宅用地特例が適用された場合の税額との差額に相当する額（申請者が市税を滞納している場合は対象外）

※ 法人等は対象外となります。また、減免期間中に、売買等により所有者等の変更があった場合や、新たな土地利用を開始した場合は、減免を終了します。

※ 解体着工前に、事前確認の手続きが必要です。詳しくは、下記までお問い合わせください。

問い合わせ 空家の確認等に関すること・・・都市整備課 計画・みらい班(☎483-8480)
税の減免等に関すること・・・税務課 資産税班(☎483-8417)